

## 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規

### (趣 旨)

第1条 東海市建設工事等請負業者選定要領第10条に定める指名停止等の取扱いについては、この内規の定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 東海市における指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 工 事 等 指名競争入札の対象である建設工事、設計、監理、調査、測量等をいう。
- (3) 指 名 停 止 有資格業者が一定の要件に該当するため、工事等の契約の相手方とすることが不適当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。
- (4) 指名見合せ 有資格業者が一定の要件に該当する疑いがあると認められ、工事等の契約の相手方とすることが不適当として、指名の対象から除外する措置をいう。
- (5) 指名停止等 指名停止及び指名見合せをいう。

### (指名停止等決定機関)

第3条 指名停止等は、東海市指名審査会（以下「審査会」という。）において決定する。

### (指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が、別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に掲げるところにより、期間を定め指名停止を行う。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め指名停止を併せ行う。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構

成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を併せ行う。

- 3 指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を行う。

（指名停止期間の特例）

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2各号又は別表第3第1号(1)から(3)までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2各号又は別表第3第1号(1)から(3)までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 指名停止すべき事案について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 指名停止すべき事案について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

（指名停止期間の変更）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第8条 指名停止を行った事案について当該指名停止に係る有資格者業者の責に帰すべき理由がないと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除する。

(指名見合せ)

第9条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当する疑いがあると認められる場合において、工事等の契約の相手方として不相当と認められるときは、当該有資格業者について指名見合せを行う。

2 第5条の規定は、前項の指名見合せについて準用する。

3 指名見合せを行った事案について当該指名見合せに係る有資格業者の責に帰すべき理由がないと認められるとき又は指名見合せを行った後、相当の期間を経過したときは、指名見合せを解除する。

4 指名見合せの期間は、当該事案の指名停止期間に通算することができる。

(指名の取消し)

第10条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消す。

(指名停止等の通知)

第11条 指名停止等を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止等を解除したときは、当該有資格業者に対し通知する。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合、必要に応じ改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第12条 指名停止等の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第13条 指名停止等の期間中の有資格業者が、工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第14条 指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(関係課等への通知)

第15条 指名停止等を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止等を解除したときは、その旨を関係各課等の長に通知する。

(記録)

第16条 指名停止等を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止等を解除したときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

(準用)

第17条 建設工事請負業者以外の業者に係る指名停止等についても、これに準じて行うものとする。

附 則

この内規は、昭和59年4月13日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定は、この内規の施行の日以後に指名停止等の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

別表第1

## 愛知県内において生じた事故等の措置基準

措 置 要 件	期 間	
	市の発注工事等	そ の 他
(虚偽記載) 1 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加申込書、入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以内	
(粗雑公共工事等) 2 県内における公共の工事等の施工に当たり、工事等を粗雑に施工したと認められるとき。	1 月以上 6 月以内	1 月以上 3 月以内
(契約違反) 3 市の発注に係る工事等の施工に当たり、前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2 週間以上 4 月以内	
(公衆損害事故) 4 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。	1 月以上 6 月以内	1 月以上 3 月以内
(工事等関係者事故) 5 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 月以内	2 週間以上 2 月以内

(注) 「市」とは、東海市、東海市が加入している一部事務組合及び東海市土地開発公社をいう。(別表第2において同じ)

別表第2 贈 賄 の 措 置 基 準

措 置 要 件	期 間			
	県内発生事案		県外発生事案	
	市の職員に 対する場合	そ の 他	岐阜県、 静岡県及び 三重県内の 公共機関の 職員に対す る場合	そ の 他
1 有資格者である個人又は有資格業者の役員等が、業務に関し、贈賄の容疑で公訴を提起されたとき。	4 月以上 12 月以内	3 月以上 9 月以内	3 月以上 9 月以内	2 月以上 6 月以内
2 有資格業者の使用人が、業務に関し、贈賄の容疑で公訴を提起されたとき。	2 月以上 9 月以内	2 月以上 6 月以内	1 月以上 4 月以内	1 月以上 3 月以内

(注) 「役員等」とは、有資格業者の全ての役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。

## 別表第3

## 不正行為等の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(業務に関する不正又は不誠実)</p> <p>1 別表第1及び別表第2に掲げる場合のほか、業務に関する不正又は不誠実な行為で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合で、当該違反が特に悪質であると認められるとき。</p> <p>(3) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑で公訴を提起されたとき。</p> <p>(4) 入札妨害等社会的影響が大きく、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負業者として不相当であると認められるとき。</p> <p>(6) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2月以上 9月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上 12月以内</p> <p>1月以上 9月以内</p> <p>1月以上 9月以内</p> <p>1月以上 9月以内</p>
<p>(業務以外の不正又は不誠実)</p> <p>2 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁こ以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上 9月以内</p>
<p>(不当要求行為等)</p> <p>3 東海市不当要求行為等対策実施要領第2条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>1月以上 9月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合で、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	

<p>(1) 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（措置要件2～6の期間まで同じ。）</p>
<p>(2) 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月</p>
<p>(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月</p>
<p>(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月</p>
<p>(6) 法人等の役員等又は使用人が、1から5までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月</p>
<p>(7) 法人等が暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間</p>
<p>(その他重大な事案)</p> <p>5 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不相当であると</p>	<p>審査会で決定</p>

認められるとき。	
----------	--

(注) 特に悪質とは、代表役員等が違反したもの、違反行為が広域的なもの、又は違反行為が過去1年以内に繰り返されたものをいう。

「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認むべき肩書を付した役員を含む。）をいう。